

6/30
赤旗

介護保険の補足給付

介護保険で特別養護老人ホームなどに入所する。

する低所得者の負担を軽減する「補足給付」は、施設入所の低所得者に対する配偶者の負担とその配偶者の預金通帳などの写しと、金融機関に対する残高照会承諾書の提出を義務付けることを介護保険法施行規則に明記したところが29日までに分かりました。「補足給付」の対象者を制限することとあわせて、提出書類にも重い負担を課して申請から締め出す危機に対応するための措置として、申請者に対する負担を軽減する「補足給付」は、施設入所の低所得者に対する食事居住費の負担軽減を行うもので、申請にもとづき実施されています。昨年の介護保険法改悪で、本人が非課税世帯という要件に加えて、①預金等が1000万円（配偶者ががあれば2000万円）以下②配偶者も非課税世帯の要件が新たに加えられ、8月から実施されます。

通帳写し・照会同意書 提出義務付け 申請締め出す『水際作戦』

【必要性ない提出】配偶者の資産も
今回の措置は本人だけではなく配偶者の資産を
握りまで行つもので、
厚労省は「適正に申告
している担保として提出
を求めるもの」と認
出を求めるもの」と認
明しています。

しかし、今でも収入
要件がありますが、通
帳の写しなどの提出は
義務付けられていませ
ん。すでに介護保険法
で銀行などに報告を求
める権限が市町村に付
与されており、疑義
があればこの権限を行
使すれば良いだけで
す。

厳しい要件課す
今回の措置で、これらは、申請書に通帳の写しや残高照会承諾書を添付しなければ申請要件を欠くことになります。生活保護では、申請の際に収入状況を把握する書類等を

ません。DV（家庭内暴力）がある場合は提出の除外を認めるとしていますが、その判断は自治体まかせで保障はありません。

また、夫婦とも認知症の場合、残高照会承諾書を誰が提出するのか、任意後見人が専任

こうした危険や懸念が噴出しているのは、「補足給付」を抑制するため、世帯分離している配偶者の所得まで要件に加えたことがあります。「補足給付」が受けられない人が出ないよう、施行前に見直しが必要となつて います。

必要性ない提出
配偶者の資産も
今回の措置は本人だけではなく、配偶者の資産把握まで行うもので、厚労省は「適正に申告している担保として提出を求めるもの」と説明しています。

高照会承諾書の提出まで義務付けるのは、生保法にもない異例の措置です。配偶者の同意が困難な場合など申請できないケースも予想され、「補足給付」から締め出される危険性は明瞭です。

配偶者まで含めて残りは受理されます。介護保険についてより厳しい要件を課す理由はありません。

提出できなくても申請と本人と配偶者の関係は良好とは限らず、配偶者に通帳の写しや照会承諾書を求めれば、家族間のあつれきを広げることになります。

されていない場合どうするのかなど課題は山積しています。